

岩手県告示第670号

肥料取締法施行細則の規定に基づく表示を要する普通肥料及びその表示事項（平成13年岩手県告示第853号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
普通肥料	表示事項	普通肥料	表示事項
[略]		[略]	
5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	[略]	5 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			